

## 基本仕様書

### 1 業務名称

令和 8 年度保健事業と介護予防の地域課題及び事業評価に係るデータ分析支援業務委託

### 2 業務委託の目的

高齢者のフレイル予防や生活習慣病等の重症化予防のために、健康課題に対応した健康相談や保健指導を実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（以下「一体的実施」という。）及び介護予防事業について、国保データベース（KDB）システム等のデータを活用して地域の健康課題の整理・分析を行うとともに、費用対効果を考慮した事業の評価を行い、PDCA サイクルに沿った適切な事業実施につなげる。

### 3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 委託内容

#### （1）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関するこ

別紙 1 「データ分析の内容」のうち、「地域の健康課題の分析」に該当する項目の分析を行い、健康課題を明確にするとともに、社会保障費の増減や健康寿命に影響を与える要因について可視化及び考察する。

#### （2）介護予防事業評価に関するこ

別紙 1 「データ分析の内容」のうち、「事業実施による対象者の経年比較」及び「個人ごとの詳細状況把握」を行う。「事業実施による対象者の経年比較」の事業とは別紙 2 の事業を指す。

#### （3）分析結果の報告

契約締結後に全体業務スケジュールを提出し、一体的実施及び介護予防事業に係る分析結果は、完了したものから随時報告するとともに、全業務完了時には作業報告書を提出すること。その際、PDCA サイクルに基づく事業となるよう、次年度以降の事業展開についても提案すること。また、府内外関係部署・関係機関との連携会議等に出席し、組織連携を促進できるよう分析結果の報告や事業の方向性について適宜検討・助言を行う。

また、報告会及び会議の結果、修正や追加分析が必要となった場合は適宜追加分析を行う。

#### （4）分析に使用する個人情報を匿名化し、各種データと紐づけるための環境整備

個人情報を匿名化する際は、カナ氏名、生年月日、性別の 3 情報のみで個人を特定し、各種情報を結合することを原則とする。本業務専用の作業用端末を受注者が準備し、インターネットに繋がらない環境下で作業を行う。

#### （5）上記に付帯する業務

### 5 提供データ

受注者へ提供するデータは以下のとおりとし、受注者が上記 4（4）で整備した環境下で個人情報を匿名化し、受注者へ提供する。

- ・KDB 突合 CSV データ

・別紙2の事業に関連する電子データ

なお、業務委託内容を実施するのに必要なデータ等については、別途協議の上、提供データに追加するものとする。

6 成果物

品名	仕様	数量
分析結果データ	電子データ	1部
作業報告書	紙媒体及び電子データ	1部

成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

7 納入場所

千葉市保健福祉局健康福祉部健康推進課

8 支払い

- (1) 受注者は、すべての業務完了後、すみやかに業務完了届を本市へ提出し、履行状況の検査を受けること。
- (2) 検査完了後、受注者は委託料を請求することができ、発注者は請求を受けた日から30日以内に受注者の指定する銀行口座に一括して委託料を振り込むこととする。

9 再委託の取り扱い

- (1) 受注者は、この基本仕様書に基づく委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、本市と協議し、市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) この基本仕様書に定める事項については、受注者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うこと。

10 個人情報の保護

受注者は、業務上知りえた情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び千葉市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月22日 条例第30号）、その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また、受注者は業務完了時において、下記のとおりデータ抹消措置を講じなければならない。

①受注者は、業務を完了する際には、受注者の責任において、使用した端末に搭載する電磁的記録媒体に記録されている情報を復元することができないようにするための措置（以下「データ抹消措置」という。）を講じなければならない。なお、データ抹消措置は、次のいずれか又は複数の方法によるものとする。

- ・物理的な方法による破壊
- ・磁気的な方法による破壊
- ・OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去ソフトウェア等による上書き消去
- ・ブロック消去

・暗号化消去

②データ抹消措置は、市が指定する場所において行うものとし、当該指定場所以外の場所で行う場合には、あらかじめ市の承諾を得ると共に、情報漏えいを防止するために次の措置を講じなければならない。

・設置拠点から機器を搬出する前に、当該機器に搭載されている電磁的記録媒体に記録されている情報の消去（以下「事前データ消去」という。）を行うこと。なお、事前データ消去は、OS等からアクセスが可能な全ての領域のデータ消去ソフトウェア等による上書き消去又は同等以上の消去能力を有する方法によるものとする。

・機器の紛失、盗難、不正利用等を防止するための対策を講じること。

③データ抹消措置及び事前データ消去に用いる装置やデータ消去ソフトウェア等については、適切な消去能力を有し、信頼性の高いものを用いること。

④受注者は、データ抹消措置及び事前消去措置に係る完了証明書を速やかに市に提出すること。

## 11 その他

（1）本件委託業務の実施にあたっては、本仕様書及び担当者の指示に従って誠実に実行すること。

（2）本件委託業務の実施にあたっては、円滑な進捗を図るため、実施前に十分協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。（特に、不明な点が生じた場合は、本市と協議すること。）

（3）関係法令を遵守の上、業務を行うこと。また、業務実施の際に「高齢者の特性を踏まえた保健事業のガイドライン第3版」（令和6年3月厚生労働省保健局高齢者医療課）を参考にすること。

（4）受注者は委託契約締結後、速やかに工程表（業務スケジュール）を発注者に提出すること。

（5）発注者が本業務の実施状況等を照会し、調査または報告を求めた場合は、受注者は速やかに対応すること。

（6）成果物の著作権は千葉市に帰属するものとし、本市は当該成果物の内容を、受注者の承諾なく自由に公表することができ、作成した分析結果データやグラフ・表・マップ等については、受注者の許諾なしにその加工、二次使用ができることとする。

（7）契約における損害賠償については、契約書に定めるほか、以下のとおりとする。

ア 本市及び受注者は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、本市と受注者とで協議して定めるものとする。

イ 受注者は、業務の遂行について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち本市の責に帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担することとする。

（8）本市への成果物を始めとしたすべての提出物、及び会話・文書・メール等すべてのコミュニケーションは日本語を用いることとする。本委託契約の関係者は、日本語による、通訳等を介さない意思疎通が可能であり、本市の意思を正確に把握可能な者とする。

（9）本仕様書に定めのない業務実施に関する事項や疑義が生じた事項については、別途協議の上、決定するものとする。